

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷六十二第

行發日一月五年三和昭

論叢

動的資本と租税公正難 法學博士 神戸 正雄

臺灣の小作制度 法學博士 河田 嗣郎

財産生命保險 經濟學博士 小島昌太郎

時論

支那の國民主義革命 文學博士 矢野 仁一

說苑

助郷と農民の生活 經濟學士 大山敷太郎

草津宿に於ける助郷に就いて 經濟學士 黒羽兵治郎

雜錄

幣制の紊亂に基く百姓一揆 經濟學士 黒正 巖

地理的認識の性質について 經濟學士 菊田 太郎

(禁 轉 載)

說苑

助郷と農民の生活 (上)

大山敷太郎

緒言

我國陸上交通系において、東海道がその大動脈たるの地位を占むることは、敢へて言ふをまたないところであらう。今翻つて考ふるに源頼朝が幕府を鎌倉に開くや、京鎌倉の交通はとみに頻繁を加へ、往還に六十三次の驛宿を生じたが、降つて徳川家康が幕府を江戸に樹立してよりは、東西交通の殷盛なる又昔日の比ではなかつた。しかして幕府が諸大名統御策として採りしところの參觀交代の制度なるものが(註二)、特に當時の交通を頻繁ならしめ、延いて文化の傳播普及に影響ありしことはこれまた當然といふべきであらう。

十返舎一九はその著「膝栗毛」(享和二年出版)において東海道の殷賑を説いて、「はや諸家の同勢往來の貴賤櫛の齒を挽くが如く、問屋駕籠宙をかけり小荷駄馬ごんではしる街道のにぎはひいさ

ましく』云云。と叙してゐる。旅行者の眼に映じたる表面の現象は、正にこの作者の見たところの如くであつたであらう。然し乍ら吾人はその裏面においては、交通愈々頻繁となるにつれて、益々困窮せる生活をおくらざるを得ざりし人々の存在せしことを忘れることは出来ない。是れ助郷農民の生活を顧みる所以である。

いふところの助郷とは何であるか。徳川時代において街道の交通漸く頻繁を來すや、そのはじめ設置せる宿驛常置の人馬を以てしてはその需要に應ずるあたはざるに至つた。そこでこれが補充のために人馬を宿驛附近の鄉村に賦課した。この役務を助郷役又は助郷課役といひ、それらの鄉村を助郷又は助郷村といふ。元祿七年甲戌幕府は各驛附屬の助郷を定めた。今本稿の目的とするところは、例を東海道の一、二の宿驛及びその助郷にとつて、この制度の實施が如何なる狀況にありしか、その與へたる影響等について若干の考察をなさんと欲する點にある。

(註一) 寛永十二年に武家法度を定め參勤交代制度が確立された。參勤交代にて東海道を通行すべき諸侯は陸奥・長門・安藝・土佐等をはじめ四十二ヶ國百四十六家に上つて居る。以て東海道交通の殷盛を察すべきである。(驛選志稿考證二〇八頁參照)

一 御傳馬課役の性質と農民の生活

(一) 助郷々村において御傳馬課役に服したる人を御傳馬勤人と云ふ。御傳馬勤人には果して如何なる人々がこれにあつたであらうか。換言すれば助郷々村に住するもので、例外としてこの

課役を免せられし人々はなかつたか。

天保十四年卯正月調の『三河國渥美郡羽田村子、年分家數人別書上帳』を見るに次の如く記されてある。

一、家數百四十三軒 總人別六百二十一人

内

一、家數三軒 神主 人數九人

此人別男四人女五人

一、家數一軒 彌宜 人數三人

此人別男一人女二人

一、家數一軒 陰陽師 人數六人

此人別男四人女二人

一、家數三軒 山伏 人數十人

此人別

小ノ家數八軒

此人別二十八人

一、家數二軒 村役人

此人別十四人

一、家數三軒 歩行 人數十七人

此人別男十人女七人

一、家數十五軒 後家 人數二十五人

此人別男四人女二十一人

一、家數七軒 濱門 人數九人

此人別男五人女四人

一、家數十五軒 町裏 人數七十人

此人別男三十九人女三十一人

小ノ家數五十軒 人數百六十三人

此人別「内八十一人ハ十五歳以下六十歳

以上」男八十八人女七十五人

殘而九十三軒 御傳馬勤門。 人數四百五十八人

内 僧 四人

足弱 五人

奉公持 十人

病身者 十二人

下男 二人

小ノ 三十三人

右は家數人別書上帳の全部である。煩をいどはず敢てその全文を掲げしは、これによりて當時の助郷村の一について、その内部の構成状態を知りうると、又特に「殘而九十三軒御傳馬勤門」……「殘而百二人御傳馬勤人」とあつて、この書上帳なるものが御傳馬役のために記されしものゝ如くおもはるゝからである(註三)。因みに同村は東海道二川宿助郷に屬してゐたものである。

(註二) 年月日不明(おそらく天保頃と推察する)の書面に次の如きものあり、曰く「急廻狀を以て申上候 然者宿方御公儀様

近々御出被遊候に付一村限り人別帳寺何ヶ家數何軒内潰門、後家何軒、可除分御除立門何軒惣人別何百人内役人足弱病人是又御除立何人殘何百人女老人子供右の通り御歸明十日早朝羽田村江御持參可被成此段御逢如斯候」かゝる調査がしばしば行はれたりしや否や不明ながら特に助郷關係のためにかゝる調査の行はれし事を知る、本文の書上帳 亦このためならん。

以下すこしくこの文献の示すところに就き管見を下すこととする。先づこゝに所謂「御傳馬勤門」及び「御傳馬勤人」とは果して何を意味するか。これが解決には先づ「御傳馬勤門」及び「御傳馬勤人」たらざるものにつき一應の吟味をなす事が捷徑とおもはるゝ。先づ「御傳馬勤門」たらざるもの内、神主、禰宜、陰陽師、山伏等を一括して「小家數八軒」と記されてゐる。これらの家はいはば農村の異分子である。どの村にもこれらの家はおそらくあつたであらうが、彼等は農村住民ではあつたが農民ではなかつた。農村の異分子といふはこの意味においてである。次におなじく「御傳馬勤門」たらざるものに村役人、歩行、後家、潰門 町裏等計家數四十二軒がある。村役人とは庄屋及び組頭であり歩行は一種の傳令であり、端役はいはば小使である。當時村役人たる

ものは、一村の徳望高く手腕あり且つ持高概して多きものであつた。歩行たるものは小使であるから如何なる人がこれになりしかはいふをまたぬであらう。これらの者が勤門たらざりしは公役多くその暇なかりしに依るであらう。又後家十五軒が勤門たらざりし理由は了解し易いであらう。町裏とは羽田村地内吉田宿隣接部分における細民の稱であり、日雇、荷賣行商等をなせしものである。最後に潰門七軒人數九人男五人女四人とあるは、果して何であるか。一家斷絶せるものに非ることは人數九人男五人女四人とあるによつて明である。思ふに困窮の末家産を全部人手に渡して無一物となりしものを指すのではなからうか。尤同村の天保四年及び天保十二年等の『五人組持高帳』には「何某……何年潰門」の文字見え又「何某……無高」と記されてあり、無高といふこととは別であつて、かの身代限、逼塞といふが如き類ではあるまいか。又その土地を退轉し去つた百姓は、その名の側に「欠落」と朱書されてをり、潰門と別であることはいふまでもない。

次に御傳馬勤門九十三軒、此人數四百五十八人の内で足弱病身者等が、假令老人子供たらずとも、勤人から除外せられしは了解し得るところである。然し乍ら僧四人を此等のものと同列におくは、多少奇異の感があり、寧ろ神主山伏等と共に、寺院が勤門たらざるものに屬せしめらるべきものであらう。天保年間の五人組持高帳によれば、同村に六ヶ寺あり、中二ヶ寺は無住且つ無高であるが、他は夫々相當なる持高である。次に下男が勤人たらざるは、人の家に下男として雇はれてゐたものであるから寧ろ當然であらう。但しこの下男が實際上において果して御傳馬勤め

に出でなかつたかは大なる疑問で、卑見によれば彼等はその主人の代りとしてしばしば出勤せしものとおもはる。現に某家では御傳馬勤めの用意として下男を雇ひ又馬を飼養せしものもある。次に又奉公持とは下男と區別してあるところより見て、同一視することを得ないのであつて、おそらくこれは村より出でて他に奉公してゐるもの、謂であらう。今、同村における天保十四年卯四月調「男女奉公持人別書上帳」を見るに「召抱奉公人之分」として下男二人（字年分、「家數人別書上帳」の下男の數と一致す）、下女七人守一人、計十人であり、「奉公持之者」として男（これは下男と限らず番頭、下僧、寺男、若黨奉公等あり）八人（字年分、「家數人別書上帳」には十二人の奉公持あり）女十七人計二十五人となつてゐる。これによつて下男と奉公持とを區別せし趣旨は判るであらう。即ち全く別者である。一村にとつて下男たるものも、そのもの、郷村よりすれば奉公持といふ關係にあるものである。更にこの僧、足弱、下男、奉公持等は、おそらくその三十三人である皆男子のみであらう。實際には前述の如く下女ありしに係らずこれを記さず、又非御傳馬勤門五十軒の性別男八十八人女七十五人なるに對して、御傳馬勤門九十三軒の右の三十三人を除きたる四百二十五人の内男子百八十五人女子二百四十人といふ數を見てもこの事を推察し得らるゝかの如くである。（この百八十五人の男子數にさきの三十三人を加ふるならば二百二十八人となり、女子の二百四十人とほぼ均衡をうるごとゝなる）

さてこの「家數人別書上帳」なるものにおいて、特に「御傳馬勤門」及び「御傳馬勤人」なるものを書き上げし趣旨は、果して何處にあるであらうか。

既に一般に知らるゝが如くに、徳川時代において村は政治上の單位たると同時に納税上の單位

であり、法律上の人格を有せし自治團體であつたが、助郷々村が御傳馬勤をなすにも別に定むる御傳馬勤高を標準としてこの高白石につき人足何人馬何疋と割りあてられしものであつた。しかしてこの御傳馬勤高なるものは村高とは別なもの、如く(註三)、たゞ村高を標準とし、これに各村々自體におけるそれ々の事情によりて、幾分の斟酌をなせしものであらう。村高と御傳馬勤高とが數字的に一致することはむしろ稀であつて、多くは御傳馬勤高の方が村高よりすくない。そして村高を超ゆる事はなかつたとおもはるゝ。

註三 從來の通説は「村高に應じ」或は「石高に應じ」とす、經濟大辭書その他皆然り、蓋し、享保六年道中奉行箕播磨守皇出するところの「助郷人馬用法陳述書」によるものならんも、五躰便覽に「各宿驛附屬助郷高」の記載あり、その他各宿の助郷高帳につきて見るに村高(又は石高)と助郷勤高(又は御傳馬勤高)とはことなるものゝ如し、

次に御傳馬勤高に應じて各助郷々村に配當せられたる人馬數は、更に村民各自の持高に應じて配賦せられたるものであつた。(註四)。然して苟も高持ちなる以上は、この課役を負擔すべきものであつた。そして無高のもの所謂水呑百姓は、御傳馬課役を課せられなかつたのである。然し乍ら高持ちであつても、例へばこゝに盲人あり、一家のうちまた課役に應ずべき者なしとすれば、このものは實際上出役不能であらう(註五)。すくなくとも人を雇ふにあらずんば不可能である。又村方一切の事を司りし村役人もその職責上出役は不可能である。其の他神主、山伏等も同様である。おもふに「家數人別書上帳」にはゆる「御傳馬勤門」にこれらの人々の除かれたるはこの「御傳馬勤門」なるものを抽出したる趣旨が、御傳馬課役負擔の義務ある家のうち、實際において出

役しうる者ある家を實際上の必要より幾許なりしやを知らんとせしものではなからうか。後家必らずしも無高に限らず、前述の『五人組持高帳』によるに山伏、神主、禰宜等も皆高持ちであり、村役人に至りては勿論さうである。『御傳馬勤人』を抽出したのも同趣旨ならんと解する。これは病身者、足弱、老人子供十五以下六十以上)等を除きたるによりても見らるゝとおもふ。

(註四) 地方凡例録に曰く「且つ助郷村々は宿場へ差出人馬其外村用に夫人足役も高割を以て出す義、定法なり」云々、但し事に自ら例外ありしものにして又曰く「尤も町場、山方、浦方、濱方等小高にて家数多き村々は家別割に仕來りたる村方もあり又田畑反別割にも致す」云々

(註五) 地方凡例録に曰く「人足銘々罷出可相勤事なれども鰥寡孤獨の類、高は持乍ら自身の働難成或は人足當り多く自身出でては農業差支に成るに付村役人へ相願ひ人足賃にて差出」云々と。

さて結局一村總人數六百二十一人中女子三百十五人(例の三十三人を男子のみと假定す)を除き男子三百六人、これより三十三人を除きて二百七十三人を得、この内で老人子供百三十三人(これは非勤門たる五十軒の總人數中の老人子供八十一人中假りに半數を男子と假定して)、残り百五十人。この内で百二人が勤人といふのである。しかして吾人が茲に注意せざるべからざる事は、まづ右の百二人が農村における勞働力生産力の主力を成すものたる事實である。勤人たらざるものは老人子供はいはずもがな、婦人をのぞくとするも、曰く神官、曰く僧侶、曰く山伏等の如く直接農業に従事することなきもの、然らずんば足弱病弱者の如く満足に勞働に従事すること能はざるものであつた。この事實は、助郷課役が農民の生活に、農村の勞働生産力に如何なる影響を與へたりしかを、早くも暗

示するものと云はなくてはならぬ。

(二) 次に吾人が見のがすべからざる事實は、課役に服する時期の問題である。即ち春三ヶ月秋三ヶ月は交通量もつとも豊富であり、且つ就中この時期は參觀交代で最も御用繁がりしときである。而してこの時は、恰もまた農民が最も多忙を極むる所謂農繁期に屬するのであつた。しかも御傳馬御用は首に代へても勤めねばならぬ重要なものとされており、取り上げた箸をおいても出勤すべきものと考へられてゐた。天保二年三月の愁訴狀中の文字にも「……最早追々御參觀御交代の時節にも差掛り候へば、只今の姿にては御繼立御用御差支之儀は眼前にて……」云々。とあるが如く、この參觀交代をはじめとして、諸交通繁しかりし時期と農繁期と一致せるために、特に農民の困難せしは見易きところである。がしかも末期に至つて内外國事多端、東西の交通日を追ふて繁きにあたつては、特に春三ヶ月秋三ヶ月といはず、殆んど年中如何なる時期といへども農民は課徴せられたのであつた。

(三) 更に吾人が注意すべきは、御傳馬勤人の年齢である。前掲の文献に依れば、十五才以下六十才以上の者を老人子供として勤人より除いてゐる。これは勿論實際の用に立ち難かつたからの事とおもはれる。然し乍ら一人前の仕事、しかも肉體的勞役に堪え得る年齢としては、これ既にその限界を超ゆるものと考へられる。尠くとも二十才以上五十才以下位でなくては酷であらう。

(諸井六郎氏著『徳川時代の武藏本庄』によれば勤人の年齢二十歳以上五十歳以下と見ゆ¹⁾。但しこの年齢による限定が、果して助郷課役創始の時代よりして斯の如くであつたか否やは疑問である。卑見によれば最初は

1) 本庄博士、經濟史研究(第七章參勤交代制度の沿革) 318頁以下

2) 驛邊志稿所載「助郷考」にも同じく「年齢大抵二十歳以上五十歳以下」と見ゆ。同書 48頁

斯の如くではなかつたのであるが、人馬過徴の爲かくの如くに至りしものとおもはるゝ。なほ幕末慶應の頃の如きに至つては、更にかゝる年齢による御傳馬勤人、非勤人といふが如き區別は全く撤去せられ、苟もその任に堪ゆるものは悉く出動せしめられしものであつた。この事實たるや、亦助郷課役に應ずべく農村自體における勞働力が、可成りに逼迫し來れることを示す一面でなくてはならぬ。

(四) なほ我々が御傳馬課役について考察するに當つて逸すべからざる一事は、農村において御傳馬以外に於てなほ種々の課役の存在せし事これである。こは一見本論に毫も關係するところなきが如くであるが、必らずしも然らず。その名を異にするとはいへ、等しく課役たる以上、その本質は一である。故に御傳馬以外の課役の有無、及び有りとするばその程度如何は、轉じて以て御傳馬課役の農民への影響に作用せしものと考へ得るからである。而して一例について見るに、この種の課役は可なりに多かりし如くである。或は領主の爲めの薪の切り出しに數十人乃至數百人、或は代官出張のための駕籠人足何人、或は又御普請場の仕事に何十人といふ類であつて、可成りな額にのほりしものゝ如くであるが、今精確にこれを明示し得ないのは遺憾である。前記の如き状態(一村の構成)にある羽田村における「文政八年酉二月原村人足雇金割集帳」なるものによつて一例を示せば次の如くである。

『覺、

一、人足九十七人、

壹人ニ付 百三十二文罷、

ノ此金壹兩三分ト五百八文ニ

二 人馬賃錢と農民の生活

(一) 次に人馬賃錢について少しく論述する。もとより各宿驛間の距離又は道路の難易等によりて多少があり、時代により異同がある。今各宿驛間の人馬賃錢について一々之を擧ぐるは殆んど無用之事たるべきが故に之を省略し、茲には時代と共に如何に變遷しゆきしかに就て概観する。

等しく人馬賃錢と稱するも、これに御定賃錢と相對賃錢とがある。前者は幕府公定の賃錢であり、相對賃錢はその名の示すが如く相對を以て定むる賃錢である。御定賃錢に就ては多少これを知るを得るも相對賃錢に至つては殆んど今これを知るに難い。たゞ相對賃錢は御定賃錢よりも高額であつた。明治元年の令に『……又從來定例の如く相對人馬賃錢は概して定賃錢の倍増を收るを聞く、非理も亦甚たしとす。今止むを得ざるを以て六倍五割増の令あるものは、非常の高價にして縱令相對賃錢と雖も殆んど徑庭なきものたり』云々とある。茲にはたゞ御定賃錢について少しくのべて見度い。古くは慶長七年二月鹽尻驛に令して各地駄馬の賃錢を定め、又同年六月驛法を改正し『……凡そ駄荷はその輕重を秤り而後其賃錢を定むべし』云々と令してゐるが、詳細は明らかでない。又慶長九年二月はじめて官道の駄賃錢を定めて一里十六文としてゐる。又元和二年十一月には各驛に令して傳馬及び駄馬の駕量を一駄四十貫目とし、江戸より品川に至る一駄賃

1) 驛遞局記録(驛遞志考證、454頁)

2) 驛遞志考證 128頁、129頁

錢鑑錢三十四文板橋へ三十九文、人夫は馬の半額と定めてゐる。又寛永八年七月には近年米豆騰貴の故を以て、江戸より品川に至る一駄の賃錢及び乗掛荷にして騎を兼ねるものは共に五十文とし、唯騎するものは三十二文、驛夫は二十五文と定めてゐる。其の他一々これをあぐるの煩に堪へないが、屢々賃錢を増し、或はこれを減じ、又増してゐる。然し次第に人馬賃錢増加の勢ありし事は當然である。幕府は正徳元年に至つて天和二年の驛法を令し萬治三年の賃錢に復してゐるが、後年永く明治に至るまで或は人馬賃錢二割を増すと云ひ、五割を増すといひ、又六倍五割増等といふは、皆この正徳元年における人馬賃錢に依るものである。人馬賃錢の更正は、或は街道全般に亘ることあり(例へば元祿三年五月、寛政九年十一月等)、又一宿若しくは數宿に限ることがある。故に茲には東海道一二の宿驛について若干を摘録するに止める。

例之東海道岡崎宿についてこれを見るに、その變遷の概要次の如くである。

(い)一、慶安四卯八月二日令

(甲)一、岡崎より藤川へ

一駄 三十六文

荷物なくして旅人を騎すれば 二十三文

(乙)一、岡崎より池鯉鮒へ

一駄 六十二文

荷物なくして旅人を騎すれば 四十文

騎り馬の駄賃同前、

(ろ)一、天和二年高札

(甲)一、岡崎より藤川へ

一駄 四十四文

のりかけ(人とともに) 同前

荷物なきときは 二十九文

人足賃 二十二文

(乙)一、岡崎より池鯉鮒へ

一駄 百四文

3) 志考證 133頁(東照宮御實記附録)、145頁(令條記、寛永系圖) 150頁(台徳院殿御實記、齋教類典、寛永系圖)
 4) 驛遞志考證 215頁、(大成令、宿村大概帳)
 5) 目宿便覽第一、「一倍五割増人馬賃錢任譯書」、同上第二十一、「正徳元年五月御高札之覺」等參照、

のりかけ

荷物なき時は

人足賃

(は)一、元祿三年の高札、

(甲)一、岡崎より藤川へ

一駄

のりかけ

荷物なき時は

人足賃

(乙)一、岡崎より池鯉鮒へ

一駄

のりかけ

荷物なき時は

人夫賃

(に)一、寶永四年七月高札

(甲)一、岡崎より藤川へ

一駄

のりかけ

荷物なき時は

人夫賃

同 前

六十五文

五十文

六十文

同 前

三十九文

三十文

百三十五文

同 前

八十六文

六十六文

七十八文

同 前

五十文

三十九文

(乙)一、岡崎より池鯉鮒へ

一駄

のりかけ

荷物なき時は

人夫賃

(ほ)一、正徳元年五月の高札

(甲)一、岡崎より藤川へ

一駄

のりかけ

から尻の

人足

(乙)一、岡崎より池鯉鮒へ

一駄

のりかけ

から尻

人足

(へ)一、延享二年十一月東海道巡見記

(甲)一、岡崎より藤川へ

本馬11)

から尻

百七十五文

同 前

百十六文

八十六文

七十八文

同 前

五十一文

三十九文

百七十五文

同 前

百十六文

八十六文

百五文

七十六文

6) 岡崎市史(第四卷第六編交通第三章助郷)参照
 7) 徳川理財會要坤卷、卷二十九、325頁参照、(日本經濟叢書第三十六卷)
 8) 天和二年五月大ひに入馬を減じて萬治三年十一月の如くならしむしかも幾許もなくして再びその賃錢をまして延寶三年二月の舊に復すと(驛遞志考證193頁)、又、同年十二月東海道は入馬賃錢三割を減じたり、五穀豐熟の故を以て

(乙)一、岡崎より池鯉鮒へ

人足

本馬

から尻

(と)一、文政五年正月道中獨案内¹²⁾

(甲)一、岡崎より藤川へ

五十一文

二百三十一文

百五十文

百十六文

本馬

から尻

人足

(乙)一、岡崎より池鯉鮒へ

本馬

から尻

人足

百二十一文

七十七文

五十九文

二百六十五文

百七十二文

百三十三文

正徳元年以降安永四年に人馬賃錢をまし延享迄に更に三割増、天明五年七月自今十年間四割増、文化十年正月五ヶ年を期として五割増、天保八年七割増、天保十四年三割増、嘉永三年正月三割増、安政元年十二月五年を期として五割増、文久三年二月三倍増、慶應三年十月六倍五割増、明治元年四月人夫一人一里元賃錢二十文として之に加ふに六倍五割を以てす。これ岡崎宿に關するもの、各宿の増賃錢は必らずしも同一時に行はれず、又同額と限らなかつた。要は右掲ぐるところによつて、その變遷のあとを示すことを得れば足る。

(二) 次に然らばこれらの人馬賃錢の増額は、果して何の目的の爲めに行れたか。米豆騰貴のため又凶年のため宿驛困窮等の理由を以て行れてゐるが、更にこれらの人馬賃錢が如何に仕譯されしかを顧みる必要があるであらう。

『自宿便覽』¹³⁾載するところの『壹倍五割増人馬賃錢什譯書』によるに這般の消息はほゞ明らかである。即ち次の如し。

なり(同書194頁)と、徳川理財會要坤卷、卷二十九(日本經濟叢書第三十六卷327頁)參照

9) 享保五年改正諸國案内旅俗、享保六年版あづま路の記、享保十六年版東海道筋道中記、千里之友錄にあるものすべてこの正徳元年五月の定めにおなじ。

10) のりかけの「荷物なき時は」といふに同じ。

一、吉田へ二里半四町¹⁴⁾

人足一人 貨錢百四十七文

此譯

五十七文

元貨錢¹⁰⁾

内四文

口錢宿助成

五十三文

勤人足へ渡す

十一文

二割増

内五文

宿助成

六文

勤人足へ渡す

十八文

三割増

是ハ皆宿助成

二十八文

五割増(子三月より引續)

内八文

宿助成

二十文

勤人足へ渡す

二十九文

五割増

内九文

宿助成

二十文

助郷助成

勤人足へ渡錢合して七十九文

即ち人足一人の賃錢稱して百四十七文といふといへども、實際勤人足が受取るごこの賃錢は七十九文に過ぎないのである。即ち稱して人馬賃錢三割増五割増といふも、その悉くが勤人足の手中に歸せしものと思ふならば大ひなる誤である。即ち右表に見るが如く、二割増と稱してゐる十一文の内五文は宿助成であり、六文が勤人足の手に入るのであるから、實は一割(強)増であり、更に三割増十八文は、その悉くが宿助成であつて、勤人足へは一文も渡らぬ。第二回五割増の分も、同様に勤人足は何ら所謂「人馬賃錢五割増」の恩恵にあづかるどころなきものである。今「人馬賃錢一倍五割増」の金額九十文を分拆するに、宿助成四十四文であつて殆んどそのなかばに當る。しかして勤人足二十六文、助郷助成二十文といふわけである。この分拆を以て見ても所謂「人馬賃錢増」が如何なる目的の爲めになされたか判かるであらう。

11) 一駄、とあるにおなじ、
 12) 弘化四年、四道御油宿問屋、土井氏編纂の寫本なり、御油宿に關聯して宿驛の事を記
 13) 御油宿より
 14) 御油宿より

なほ本馬及び輕尻の分も參考の爲めに掲ぐるならば、次の如くである。

一、本馬一疋

貨錢二百九十三文

此譯

百十八文

元貨錢

内八文

口錢宿助成

百十文

勤馬へ渡す

二十三文

二割増

内十一文

宿助成

十二文

勤馬へ渡す

三十四文

三割増

是ハ皆宿助成

五割増

五十七文

宿助成

内十七文

勤馬へ渡す

四十文

五割増

五十七文

宿助成

内七文

助郷助成

四十文

勤馬へ渡る錢合して百六十二文

貨錢百九十二文

此譯

七十五文

元貨錢

内四文

口錢宿助成

七十一文

勤馬へ渡す

十五文

二割増

内七文

宿助成

八文

勤馬へ渡す

二十三文

三割増

是ハ皆宿助成

五割増

三十七文

宿助成

内十一文

勤馬へ渡す

二十六文

五割増

三十八文

宿助成

内十一文

助郷助成

二十七文

勤馬へ渡る錢合して百九文

勤馬へ渡る錢合して百九文

- 15) 正徳元年五月定むる所のものを云ふ、なほ自宿便覽參照、
 16) 正徳元年五月の高札によるに曰く「夜通し急に通る輩は輕尻にのりとも本譯貨と同前たるべし」と、

(三) 以上でもつて人馬賃錢の變遷及び割増賃錢の内容を簡單に吟味したが、更にこゝに人馬賃錢に附隨せる役料米制度とも呼ばるべきものについて一言しやう。

いふどころの役料米とは何であるか。それは幕末(おそらく然らん)において東海道一二の宿助郷間に行はれ(すくなくとも)たるものであつて、課役に出でし者が正規賃錢の外に少額の米を受くるもの即ちこれである。假りにこれを名付けて役料米制度といふ。私は上に少額の米をうくるべたが、實は例へば一回について一升五合(夜間は一升七合とす)の役料米を受くるといつても、これを貰つて歸るといふのではなく、その者の役料米の一年分の合計高を、その年末における大割勘定において年貢米より差引いて貰ふのである。かくて年貢米の減少によつて諸侯の財政に影響を及ぼすべく、而もそれは幕府直轄の道中奉行管下にある驛政に關してかゝることが行はるゝのであるから、如何にも理解し難き變態的のものなりとも考へられるが、然し他面より考ふれば、この制度は助郷課徴の増大により農村の生産力に影響を及ぼすこと愈々大となり助郷農民が課役を苦痛としてこれを嫌惡せしが爲め(後述)その出役奨励の爲めに設けられしものに非ずやとも考へられる。而して實際には領主に納入すべきいはゆる御年貢は出役義務者(前述の如く高持のものをいふ)にして義務高以上出役せしものと、その然らざりしものとの間において差引せられ(即ち村民各自の間において)公に納入すべき正租には影響なかりしものとおもはるゝ。古老の談によるに、課徴増大の爲めに多くの場合事實として年貢を差引るゝが如き事は稀であつて、却つて役不足として正租として納むべきものゝ五割、一倍二倍甚だしきに至つては三倍五倍の額を御傳馬のための村入用

として差出したものもあつたといふ。ある家の如き十石の取入れの中三石を正租として出し、更にこの役不足として六石を差出し、自ら收むるところ僅かに實際收穫高の十分の一たる一石にすぎなかつたといふ。當時の助郷課役が、農民の經濟生活に如何に悲惨なる影響を與へたりしかば、この一事を以ても察知することが出来る。所謂正租が耕作人の負擔たりしに反して、この助郷課役が高掛りのものたりし關係上、いはゆる高持連中の困窮は一層であつた。かの「高潰れ」といふ語は實にかくして地主連中の崩壊せしを稱するものである。三河國二川宿助郷加茂村の徳左衛門は、持高二千石近隣比類なき豪家であつたが、この爲めに幕末に及んで遂に破産して村退轉の止むなきに至りしといふ(註二)。この外その例は多く今尙口碑として傳る程のものも尠くない。然らば無高又はそれに近きものは、この課役に影響せらるゝところなく、寧ろ農閑時の稼ごなり大ひに産を成せしものありやといふに、未だかゝるものありしを聞かない。蓋し當時の制として年貢は耕作人の負擔たり、農民の生活決して餘裕ありといひ得ざりしが故に、且又農業耕作を本務とせざるべからざりしが爲めに、時間的にも閑暇に乏しかりしが故であらう。

(註二) 古老談。なほこの點につき見のがすをえざるは當時の農村にありて、商工業をいとなみしものがこの助郷制度の影響をうくる事なく(例へば酒醬油等の製造家等)して産をなせし者ありし事なり、しかしてその尤なるものはやがて金權を握りて金貸しを營み大なるものは諸侯に貸付くる等權威亦あがりて特權を有するに至りたるものすくなしとせず、而してこれら特權を有するものによりて高持連中の土地を合せられし事幕末に及ぶに従ひて漸く顯著なるものありしもの、しかも彼等はすでに金權の特權を擁するによりて單なる地主のうけしが如き助郷負擔の苦しみをうくる事比較的小にしてよくこれを切り抜くるをえたるものなりと解せらる。

(四) 更に又人馬賃錢の項下に逸すべからざる事は、往來の面々にして元來は人馬賃錢を拂ふべきものが、權威を笠にしてこれを拂はざるものありし事である。又公卿などには僅かの賃錢を年賦拂となし、或は終に全く拂はざりしものが多かつた。例へば東海道二川宿において文政十二年、『高倉様此他七方様御參向御歸京過人足賃錢年賦御渡被成候扣』によるに

『覺

高倉宰相様

御參向之分人足三十一人此賃錢壹貫六百拾四文、文政八年酉年々來卯年迄七ヶ年賦貳百廿九文亥子兩年分四百五拾八文

坊城中納言様

人足拾參人此賃錢七百三文、文政拾亥年々來子年迄五拾ヶ年賦一ヶ年分拾參文、亥子貳ヶ年分貳拾六文 以下略』

七ヶ年賦はまだしも五十ヶ年賦とは驚かざるを得ぬ次第である。これらの多くがそのまゝ未拂となりし事は、敢て附言するを要しないであらう。しかのみならず公卿の入魂金と稱して彼等の通行にあたりて宿驛より三兩乃至一兩を差出したといふことである。

(五) 直接人馬賃錢と關係はないが、規定重量以上の荷物にて通行するもの多く、ために宿助郷共に苦しんだ。勿論幕府はこれらの不正を質さんが爲めに、東海道品川、府中、草津、中山道板橋、洗馬及び日光道中千住、宇都宮の各宿驛に荷物改所を置いた。(正徳二年)『五驛便覽』に曰く

『荷物貫目改所之事。

一金六十五兩宛

東海道品川府中草津宿、

一金五十兩宛、

中山道板橋洗馬宿

17) 朱印傳馬及び宿繼證文を有するもの無質とす、

18) 岡崎市史第四卷參照

19) なほ徳川理財會要卷二十九(日本經濟叢書第三十六卷) 317頁參照。

右ハ旅人荷物買目不法之儀無之様買目改之場所可申付旨正徳二辰年御老中御列座ニ而秋元但馬守殿松平石見守殿大久保大隅守殿より被仰渡爲諸人用右之通年々被下之。

一金二十五兩宛

日光道中千住宇都宮宿、

右二ヶ所買目改所ハ寛保三年稻生下野守水野山城守殿勅役之節松平左近將監殿御何之上被下之。云云、

しかもなほ往來の人士買目不正のもの多く、幕府は屢々これが戒飭をなしてゐるが、依然として弊風がやまなかつた。これは買目改所の數の僅少といふ事にもよる。そこで幕府では天保十四卯年に至つて、五街道宿々に秤一挺宛を下附してゐる。弊風いよゝゝさかんで宿助郷人夫の迷惑大なりしによる事は勿論であるが、延いて又交通上の停滯を生せしが爲めである。然しなほこの重量制限に違反せしものがすくなくなかつた。『岡崎宿町年寄控帳』に曰く。『公家衆御入用人足例へば二百五十人なれば五百人も差出候、右の譯は一人持五貫目のところ十貫目も有之候ても何ども申事不相成候間人數右之通多分に差出候事に候』云云、と。なほ此の弊風は幕末維新の際に至るも依然として行はれ、このために助郷農民の苦痛とせしどころ亦大なりしは古老に聞くところである。

この制限重量については、幕府の初期(例へば慶長六、七十六各年)において多少の差があるが、以後殆んど同一であり幕末に至つてやゝかゝるくなつてゐるものゝ如くである。参考の爲めに正徳元年における高札を見るに曰く。

『一、駄賃並ニ人足荷物次第。』

御傳馬並ニ駄賃之荷物重き四十貫目

20) 徳川理財會要卷二十九(日本經濟叢書第三十六卷) 317頁以下、

21) 五縣便覽第五參照、

22) 岡崎市史第四卷參照

歩行もちの荷物重き五貫目

長持おもき三十貫目

但し人足一人持五貫目之積り三十貫目の荷物は六人して持つべし。それより輕き荷物は貫目に從ひて人數減ずべし。この外何れの荷物もこれに準ずべし。

乗物一挺次人足六人、

山乗物一挺次人足四人、云云。

しかもこれらの制限が多く權威者に依りて無視せられたりしは前述の如くである。

(六) 次に又宿驛より遠き助郷村々は勿論、然らざるものといへども、課徴の増大と共に人馬勤方の請負を宿方に依頼するもの尠ならず、この雇錢は人馬賃錢に比して多額にのほり、農民の苦痛とせしどころであつたが、農業かせぎの爲め止むを得ず依頼せざるを得ない場合が多かつた。

三 幕府の對宿驛保護助成維持策と農民の生活

次に幕府の宿驛に對する方針、主としてその助成策を論じ、且つその効果如何を質して以て、これが助郷々村に對する影響に言及したいと思ふ。蓋し幕府の宿驛に對する保護助成にして完きものあらんか、或は助郷制度の如きもの、發生を見ざりしやもはかるべからず。又助郷制度實施後において、宿驛を待つに余りに寛容ならんか、負擔は自ら助郷々村に重かるべく、従つて本稿に論せんと欲する助郷農民の生活に及ぼすどころの影響亦僅少なからざるべきが故である。

抑も徳川氏驛政の主旨とするところは、公文書の往復、官吏及び諸侯の旅行公用物の遞送の事であつた。これ即ち幕府が種々の對策を講じ、助成策を案じ、幾多の金穀を投じて以て宿驛の維持に努めし所以である。

(一) 幕府の宿驛維持策の第一は、宿驛に對する地子免許及び馬飼地下賜である。もとよりこの政策は徳川氏の創見ではない。續日本紀に所謂「諸國驛起稻」とあるが如きは即ちこれである。新編武藏國風土記稿に「慶長六年正月徳川家康彦坂元正等に命じて東海道を巡視せしむ。此時品川郷を以て驛傳に列し、驛馬三十六疋を置しめ五千坪の地子を免許」とあり。又宿村大概帳に「(六年) 東海道白須賀、二川、御油三驛の地子を免許」とあるが如きはこれである。元和二年前後に於て諸道各驛の地子を免じてゐる。然し地子免除なきもの、又地子免除なく地子代として(例へば熟田)米二十石を給せらるゝものもあつた。又領主より(中山道奥本宿の如く)免除せらるゝものもあつた。

(二) 第二の維持策は繼飛脚給米間屋給米である。例へば品川宿における二十六石九斗、箱根宿における七十六石六升といふが如くである。各宿驛によつてかゝる異同あるは次宿への距離及び道路の險難の如何による事は勿論である。

(三) 維持策の第三として勿錢の制がある。「島田金谷宿川越賃勿錢之覺」として「五驛便覽」に載するところに曰く。

「川越賃十一文より上の時は勿錢十五文、

元祿九年子二月十五日」と。

又曰く。

『覺

金田島田宿御傳馬役人は大井川有之故連々□外因窮仕り候ニ付御傳馬役人被御救此度於川端貸錢一割宛刻取御傳馬役人可致相續者也。

元祿九年三月

野田三郎左衛門」と。

後年人馬貸錢割増の中、宿助成に供せらるもの最も多かりしは、既にこれを述べた。諸井氏著『徳川時代の武藏本庄』によれば本庄宿において安政三年における刻錢は金九十七兩と二分二百八十五文、文久三年には金百四十六兩二分六百十八文にのぼつてゐる。又東海道二川宿において、文政三年における人馬貸錢割増一割と八分の分、金三百十七兩一分永四十六文二分四厘の額に達してゐる。これらより見て刻錢も亦宿驛維持策なりし事は明らかである。

(四) 維持策の第四は金穀の貸與又は給與によるものである。例へば寛永二十年品川宿に五百兩を貸し、明暦二年同宿に二百兩を給するが如くである。かゝる事は屢々行はれしものであつて、その額も可成りにのぼつた。延享四卯年三月『三州渥美郡大岩村舊記』のするところに曰く。

『御公儀様御救御拜借覺、

寛永十三年

御傳馬役人共割賦預戴仕り候御返却不納之讓覺候

者無御座候。

一、御錢百貫文 御拜借、

右御錢之儀棄損被仰付候由享保十一年年道中

2) 二川宿助郷三十三ヶ村筆記、

3) 御傳馬方舊記

御奉行北條安房守様稻生下野守様御書付之
寫を以赤坂御代官岩室伊右衛門様御被仰渡離
右御請書指上間屋庄屋組頭名印

一、寛永十九年年

御金二百四十兩

御米四十俵

拜借、

御金之儀ハ七年後子丑寅三ヶ年に鈴木八右衛門様

に御返納仕り候。御米之儀ハ吉田御城に代金に

て御返納仕り候。

一、寛永二十未年

御金五百兩 御拜借

此御金之儀ハ役人共割賦頂戴仕り返納不納之譯存
候者無御座候。

右御金之儀ハ棄損……。

一、明暦二申年

一、御錢三千六百貫文 御拜借

右御返濟之年覺候者無之。

一、万治三子年

御金五百兩 永拜借

利付に貸付置利足を以て御傳馬役人永く助成ニ

説苑 助郷と農民の生活

可仕候由御渡

一、寛文八申年 御拜借

御錢七百五十貫文(二兩四匁之積リ)

金子を以て御返納仕り候由申傳候も何人も不覺

一、寛文八申年

御米七百俵 御拜借

是は吉田城にて御渡し三年目淺草御藏に御上納

一、延寶二寅年

御錢千貫文 拜借、

返納

一、延寶四辰年

御米四百俵

御金二百兩 拜借

返納

一、延寶四辰年

御米百俵 拜借

返納

御金百兩

不納』

第二十六卷

七八一

第五號

九九

又「五驛便覽」によるに、「宿々被下米 井ニ御扶持之事」として曰く。⁴⁾

一、米三百俵 東海道小田原宿

一、米三百俵 東海道三島宿

一、米二百五十俵 中山道坂本宿

一、米二百五十俵 中山道輕井澤宿

右宿々の儀難所を繼送り馬繼も遠く人馬共相勞れ入用等も多く及難儀旨違御開被御救米被下之旨正徳二辰年十月秋元但馬守殿御書付を以て被仰渡候。』云云。

又同書に曰く。

一、米三百俵 東海道箱根宿⁵⁾

右は町並居屋敷之外田畑無之無高の場所にて困窮之宿方ニ付三島小田原宿並御救米被下置候様享保六丑之年戸田山城寄殿彦坂臺敷守殿寛播磨守殿相伺候處伺之通被下置御同人被仰渡被下之。

一、米百九十八石 東海道日坂宿

一、米二百十七石 東海道袋井宿

右ハ爲助成米先年⁶⁾被下年々御物成米を以て渡之。

一、拾人扶持 馬入川渡川役之者

右ハ馬入今宿松尾下町屋敷萩宿五ヶ村にて晝夜十六人宛罷出相勤候ニ付寛文六年年より右御扶持米被下之。

一、二十人扶持 富士川船頭扶持方

右ハ元和四年より十人扶持被下候處其後十人扶持相増都合二十人扶持被下之。

一、二十人扶持 天龍川船頭扶持方

4) なほ驛邊志考證 223頁參照、

5) 驛邊志考證 235頁參照、

6) 蓋し寶永六年ならん。(驛邊志考證 214頁參照)

右ハ天龍川船頭渡船役相勤候者御扶持米年々被下之。

以上掲げしどころを以てその大體を察し得べきが如くに、貸與の金穀あり給與のものあり、又一時的のものあり年々連續のものがあつた。しかも貸與といふ名目であつても實は給與同様のものがあつた。しかして金錢はどこにか、米穀は如何にして交附されしかといへば、前掲の如く領主城内より受けその返納は金錢を以てするといふが如きであつた。「五驛便覽」に曰く。

一、米百二十五石餘 東海道小田原宿

右ハ寛文九酉年より傳馬役人足役之者年々被下候。

但、右百二十五石餘被下候爲其料小田原領主拜領高之外相州にて七ヶ村高合して五百九十四石、其預之領主稻葉美濃守に御老中御隠文を以て相渡(三奉明)領主に而取立年々ニ相渡候。云云。

其後幕末に至るまで屢々諸道の窮乏を賑恤してゐる。

なほ拜借金は多くこれを附近村々へ年々貸付けて、その利息を宿場の賄となした。だから名は拜借金であるがその實その利息だけを年々與へられしものである。今『元祿元年二月二川宿御傳馬金拜借金帳』を參考の爲めに掲ぐれば次の通りである。

『延寶四辰之春二川宿御役人江利付拜借被仰付御米金之利米金丑之暮に鈴木八右衛門様に差上申候處右之利金御傳馬宿外村々ニ貸付利分年々二川町御傳馬役人歩役人に無高下割付我々共願書指上御指圖ニ付右之通願申上候故高伊勢守様美作様松孫太夫様萩彦次郎様諸傳左衛門様御裏判を以て金二百一兩と三分銀十一朱八分、周防守家老共手形を以て鈴木八右衛門様より元祿元辰霜月右之金子請取村々に貸付置毎年極月利足取立江戸に相勤被仰付次第割符申付者也。

生 江 八右衛門 印

元金二百一兩三分銀十一朱八分

此利金二兩二分錢百二十文(利足一割半)

(元禄元年)
是は辰極月一ヶ月分ノ利分

元禄二年

一、元金二百四兩一分銀十一朱八分、錢百二十文、

内譯

六十兩 利足一割半

下佐脇村

(註、以下略す)

此ノ利金三十兩二分錢八百五十二文、

元利合計金二百三十四兩三分銀十一朱八分、錢九百七十二文、

内金三十三兩九百七十二文、

巳越月利金取立江戸に相竝候處判符仕候様に御裏判被下置判符仕候。

殘面金二百一兩三分銀十一朱八分。

右之通相違無御座候

以上

元禄二巳越月

二川宿問屋

庄屋

組頭

(註、名前略之)

しかして附近の郷村は、假令その必要なときといへども、これを借入れ高利を拂はざるべからざる如き場合もあつて弊害があつた。

(五) 宿驛維持策の第五としていはゆる助郷の制がある。これ即ち本論が取扱はんとするところである。故に茲には助郷制度が幕府の宿驛維持助成策の一たりししかもそのもつと重要な且又もつとも重大なる結果をひきおこせしものなる事を一言するに止めておく。

(六) 宿驛維持策の第六としてあぐべきはいはゆる圍人馬の制である。はじめ幕府は慶長六年定備傳馬東海道各宿驛三十六疋を規定したが、後幾ばくもなくして定備人馬を百疋百人となした。しかも交通の漸く頻繁となるや、その需要に應ずるに足らざるに至つた。正保三年の令に曰く「凡そ定額百人百疋の人馬を盡して更に求むるものあれば宜しくその地の里正驛長をして行人に辭せしむべし、この時に當りて行人皆順次に從て通過すべし。若し此令に違ふものは皆これを罰せん」云々。と。

かくして順次發達せしは助郷の制であるが、なほ一方宿驛維持助成策として圍人馬の制が用ひられた。即ち天明三年以後における「常備人馬七八遺ひ」の如きはこれである。天明三年東海道路品川宿役人上書して曰く「東海道各驛常備人馬百人百疋中日々三十人二十疋を出し其中公用遞傳の爲に五人五疋を除置し又二十五人十五疋を以て不時往還の用となし以上三十人二十匹の準備を除き其の殘余七十人八十疋を以て平時行人の遞傳を爲さん」云々と。この願は聞きとゞけられた。思ふにこれより以前すでに享保以前においても然りしが如く(後述参照)この百人百疋を持ち揃

7) 驛遞志考證、128頁、自宿便覽第十三、
8) 同上、168頁(寛永十七年品川驛の人馬を増加して百疋百人となす新編武藏國
風土記稿) 五驛便覽第三、
9) 驛遞志考證、170頁
10) 驛遞志考證、288頁

ふるることなく、一度嚴命せらるゝも亦忽ちに定備數を欠くの有様であつた。圍人馬の請願の比較的容易に認められしも這般の事情よりでもあらう。しかもこの圍人馬が次第に増加し更には事實は全く圍人馬とは空名のみで、その實數を有せざるが如きに至つたのである。天保四年における東海道二川宿について見るに曰く¹¹⁾

一、御定人馬百人百疋

此分

二十人二十疋

圍人馬之分 (註、名日のみ)

五十七人五十八疋

是迄の通り宿加宿共可相勤分、

二十三人二十二疋

惣助郷余荷之分、¹²⁾

かくの如くにして宿驛維持策の結果負擔は自ら助郷に重からざるを得なかつた。

(七) その他に宿驛維持策として或は退轉馬補充の買入代金を與へ飼料金を交附し、又人足扶助金を授くる等の外、間接には或は諸侯述職(參覲交代)従者の數を制限し、¹²⁾或は又その家士を併せて一日二十五匹二十五人に制限し、¹³⁾若し額外の人馬を役せんぞ欲するものは、その行を前後兩日に分たしめ、¹⁴⁾或は又一日の通行三家に限らしむるが如き、¹⁵⁾その權威を藉つて無賃にて通行するの弊を戒飭するが如き、今一々これを述べない。

(八) 要するに幕府は宿驛維持の爲めには尠なからざる財力を傾け犠牲を拂ひしものであつて、決してこれを等閑に附したるものでなかつた。又助郷制度の如きは宿驛維持策として當初こそ好

11) 天保四巳年同七年申。 増助郷願下、並 = 新助郷高附請書、(二川宿助郷扣)、

12) 驛遞志考證、233頁參照、

13) 萬治三年の令 (驛遞志考證 178頁參照) なほ寛文二年六月の令 (驛遞志考證 181頁參照)、

14) 天和二年五月の令〔牧民金鑑〕驛遞志考證 193頁參照〕により改めて東海道五

